

職員退職手当規程

平成15年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号
最新改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、契約に別の定めのある職員については適用しない。

(退職手当)

第2条 退職した職員に対する退職手当の額は、退職した日におけるその者の本俸月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、本条の規定により計算した退職手当の額が職員の退職の日における本俸月額に5,500/100を乗じて得た額を超えるときは、本条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 6月以上5年以下の期間については1年につき100/100

二 5年を超え10年までの期間については1年につき140/100

三 10年を超え20年までの期間については1年につき180/100

四 20年を超え30年までの期間については1年につき200/100

五 30年を超える期間については1年につき100/100

(勤続期間の計算)

第3条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、月数を持って計算し、1月未満の端数については、これを切り上げる。ただし、勤続期間中、次の各号に掲げる期間については、当該各号に定めるところとする。

一 停職であった期間は算入しない

二 配偶者の海外転勤に伴うための休職期間及び配偶者同行休業期間は算入しない

三 休職（前号の休職を除く）、育児休業及び介護休業であった期間は2分の1に計算する

3 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当の条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の終期までの期間は、職員の引き続いた期間とみなす。

4 国家公務員が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

5 職員が第3項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

6 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。

7 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(退職手当の加算)

第4条 退職手当の額は、第2条の規定により計算した退職手当の額に、その者の退職時の本俸月額に、第4条の2の規定により算出された累積ポイント別加算割合を乗じて得た額を加算した額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる者で、第4条の2の規定により算出された累積ポイン

ト別加算割合が500/100を下回る者の退職手当の額は、第2条の規定により計算した退職手当の額に、その者の退職時の本俸月額に500/100以内の割合を乗じて得た額を加算した額とすることができる。

- 一 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- 二 組織の改廃のため過員又は廃職が生じたことにより退職した者
- 三 特別の理由により退職した者であって、理事長が特に増額の必要があると認める者
(累積ポイント別加算割合)

第4条の2 退職した者が退職前10年間に在籍した役職に応じ、表1に定める役職別ポイントを月ごとに付与し、累積ポイントを算出する。ただし、役職の在籍期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなす。なお、本規定により計算した在籍月数が10年間を超えるときは、当該期間のうち、端数の少ない在職月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。また、月の途中で上位の役職へ昇進した場合又は下位の役職へ降職した場合には、上位の役職区分を適用するものとする。

2 前項の規定により算出された累積ポイントに応じ、表2に定める累積ポイント別加算割合を適用する。

表1 役職別ポイント（月換算）

	役職	ポイント (1月あたり)
I	<本部> 部長、監査室長、DX推進室長、総括審議役、次長、審議役、上席主任調査研究員 <大阪本部> 本部長、次長 <アジア経済研究所> 部長、研究センター長、学術情報センター長、ERIA支援室長、総括審議役、次長、上席主任調査研究員 <日本食品海外プロモーションセンター> 事務局長 <貿易情報センター> 地域統括センター長（職責ランクIの適用を受ける職員）	12
II	<本部> 課長、室長、主幹、主査、主任調査研究員 <大阪本部> 課長、主幹、主査 <アジア経済研究所> 課長、研究グループ長、室長、主幹、主査、主任調査研究員 <日本食品海外プロモーションセンター> 課長、事務局長代理、主幹、カテゴリー・マネージャー、主査 <貿易情報センター> 地域統括センター長（職責ランクIIの適用を受ける職員）、所長	8
III	<本部> 総括課長代理、課長代理、室長代理 <大阪本部> 総括課長代理、課長代理 <アジア経済研究所> 総括課長代理、課長代理、研究グループ長代理 <日本食品海外プロモーションセンター> 課長代理 <貿易情報センター> 所長代理	6

- (注1) 海外での役職については、原則、赴任直前の国内での役職ランクを引き継ぐものとして換算する。
- (注2) 国等の機関の業務に従事する者については、原則、国等の機関の業務に従事する直前の役職ランクを引き継ぐものとして換算する。
- (注3) 役職に就くことなく、1等級、2等級に在級する職員のポイントについては、それぞれ8ポイント、6ポイントとする。
- (注4) アジア経済研究所において、管理職、課長代理又は研究グループ長代理の役職にあつて満55歳に達して当該役職を解かれた職員については、解かれる直前の役職を引き継ぐものとして換算する。
- (注5) 平成27年3月31日までの本部、大阪本部、アジア経済研究所及びERIA支援室の専任調査役のポイントは、Ⅱを適用する。
- (注6) 平成31年3月31日までのアジア経済研究所の図書館長及び国際交流・研修室長のポイントは、Ⅰを適用する。
- (注7) 令和3年6月30日までの日本食品海外プロモーションセンターの事務局次長、事務局次長代理のポイントは、それぞれⅠ、Ⅱを適用する。

表2 累積ポイント別加算割合

1,000ポイント以上	810/100
960ポイント以上	620/100
900ポイント以上	580/100
800ポイント以上	470/100
700ポイント以上	270/100
600ポイント以上	150/100
500ポイント以上	40/100
360ポイント以上	30/100

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 第2条に規定する者のうち、定年(年齢満60歳に達した日の属する事業年度の末日。以下同じ。)に達する日から理事長が別に定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が理事長が別に定める年齢以上であり、理事長が別に定めるところにより認める者に対する同条の規定の適用については、同条本文中「退職した日におけるその者の本俸月額」とあるのは「退職した日におけるその者の本俸月額及び退職した日におけるその者の本俸月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職した日におけるその者の本俸月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額」と読み替える。

(退職手当に係る特例)

第4条の4 国家公務員が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合において、当該職員が死亡退職したときの退職手当の額については、第2条、第4条及び第7条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、職員としての引き続いた在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(退職手当の減額)

第5条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の額は、第2条の規定により計算した退職手当の額から、その額に50/100以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 自己の都合により退職した者(傷病、出産及び結婚により退職した者を除く)。
- 二 前号に掲げる者のほか、理事長が特に減額する必要があると認める者。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、職員が退職したときにはその者に、その者が死亡したときには、その遺族に支

給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- 一 勤続期間が6月未満の者。
- 二 懲戒免職の処分を受け又は禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者。

(弔慰金)

第7条 職員が在職中死亡した場合には、退職手当のほかにその者の死亡時の本俸月額に400/100以内の割合を乗じて得た額を弔慰金として支給することができる。

(遺族の範囲)

第8条 第6条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届けをしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位による。第二号又は第三号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、職員との親等の近いものを先順位とする。
- 3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位のものゝ2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(減額の特例)

第9条 職員が通産関係独立行政法人厚生年金基金又は経済産業関係法人企業年金基金（以下「基金」という。）の加入員である期間（以下「加入員期間」という。）が通算15年以上で退職又は死亡した場合は、第2条の規定に基づく退職手当の額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額（以下「対象額」という。）に、その加入員期間に応じ次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本俸月額が基金の標準給与の最高限度額を超える者については、その最高限度額をもって本俸月額とする。なお、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合には当月）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があつた場合には、退職又は死亡した月の前月（退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

- 一 加入員期間15年の場合 100分の1.5の割合
 - 二 加入員期間15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - 三 加入員期間30年を超える場合 100分の3.0の割合
- 2 前項の規定にかかわらず、基金の加入員であつたことによりすでに退職手当の減額を受けた者に対し退職手当を支給する場合において、当該退職手当の額から減額する額は、加入員期間を勤続期間とみなした期間について、前項の規定により算出した減額すべき額から、次の第一号の額に第二号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、対象額算出の基礎となる本俸月額が基金の標準給与の最高限度額を超えるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。
- 一 支給する退職手当の額の算出の基礎となる本俸月額に基づいて、すでに減額を受けた加入員期間について算出される対象額
 - 二 すでに減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合
- 3 前二項の規定による減額は、支給する退職手当の額をもって、限度額とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 日本貿易振興会（以下「振興会」という。）の廃止に伴い、引き続き機構の職員となつた振興会の職員の勤続期間については、第3条の規定にかかわらず、日本貿易振興会職員退職手当支給基準において認められた勤続期間を機構の勤続期間とみなして、この規程に定めるところにより退職手当を支給する。

- 3 前項に規定する職員のうち、アジア経済研究所（以下「研究所」という。）の解散に伴い、引き続き振興会の職員となった研究所の職員の勤続期間については、第3条の規定にかかわらず、アジア経済研究所退職手当規程において認められた勤続期間を機構の勤続期間とみなして、この規程に定めるところにより退職手当を支給する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成18年10月13日から適用する。
- 2 変更後の規程に基づいて算出した退職手当額が、変更前の規程に基づいて平成18年3月31日に退職したとして算出した退職手当額（以下「変更前の退職手当額」という。）を下回るときは、変更前の退職手当額を支給する。
- 3 この規程における「本俸月額」については、職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）附則（平成18年4月20日施行）2及び3は適用しない。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成21年4月16日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成24年10月1日から適用する

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成25年4月1日から適用する

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成25年4月22日から適用する。
- 2 当分の間、第2条の規定に基づく退職手当の額は、同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とし、第9条の「対象額」は、同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。また、附則（平成18年10月13日適用）第2項中、「変更前の退職手当額」においても、同様とする。
- 3 前項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月22日から平成26年1月21日の間は「100分の98」と、平成26年1月22日から同年10月21日の間は「100分の92」とする。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成25年11月11日から適用する

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、平成30年3月23日から適用する。
- 2 平成25年4月22日から適用の附則第2項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」に改める。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行する。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から施行し、令和6年4月1日から適用する。